

北小松町会防災会防災計画

《目的》

第1条 この計画は、北小松町会防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって地震、火災、水害等災害による人的、物的被害の拡大を阻止するとともに、町会内の隣保共助体制の確立を図ることを目的とする。

《防災計画の内容》

第2条 この計画に定める事項は次ぎの事項とする。

- (1) 北小松町会防災会の組織及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 災害時における情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出、救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食、給水に関する事。
- (9) 防災資器材等の備蓄及び管理に関する事。
- (10) 北小松町会災害対策本部の設置に関する事。

《防災組織》

第3条 災害発生時の応急活動を敏速かつ効果的に行うため、自主防災組織を編成しておくものとする。

《防災知識の普及》

第4条 町会住民の防災意識の高揚を図るため、次ぎにより防災知識の普及を行う。

- (1) 普及事項
 - ア 防災組織及び防災計画に関する事。
 - イ 地震、火災及び水害等についての知識に関する事。
 - ウ 各家庭における防災上の留意事項に関する事。
 - エ その他防災に関する事。
- (2) 普及の方法
 - ア 町会だより、パンフレット、ポスター等の作成配布。
 - イ 座談会、講演会、映画会等の開催。

《訓練の実施》

第5条 災害の発生に備えて、毎年定例に又は随時訓練を実施するものとする。

- (1) 訓練の種別
訓練は総合訓練と個別訓練とする。

ア 総合訓練

総合訓練は2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

イ 個別訓練

個別訓練は次ぎのものとする。

(ア) 情報の収集、伝達訓練

(イ) 初期消火訓練

(ウ) 避難誘導訓練

(エ) 救出、救護訓練

(オ) 給食、給水訓練

(2) 訓練の実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練実施の時期及び回数

ア 訓練は原則として春季及び秋季の火災予防運動中等に実施する。

イ 訓練は総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

《情報の収集、伝達等》

第6条 地震予知情報、被害状況、避難状況等を正確かつ敏速に把握し適切な処置をとるため、情報班員は防災機関、報道機関等の提供する情報を収集し、組織内住民に伝達するとともに、災害発生時にはその状況を防災機関に通報する。

《災害予防》

第7条 災害の発生による被害を防止するため、常に次ぎの点を点検整備する。

(1) 火気使用設備の器具の整備及び周辺の整理整頓。

(2) 可燃性危険物の保管状況の点検整理。

(3) 防災資器材の整備。

(4) その他建物等の危険箇所の早期改修。

2 町会内に災害が発生した場合は、速やかに防災活動が行えるよう必要器材を配備する。

《救出、救護》

第8条 災害による被害者の救出、救護を行うため必要な資材を配備するとともに、原則として救護所を北小松公民館におく。

《避難》

第9条 地震に関する非難命令、火災、水害等の拡大により町会内住民の人命に危険が生じ又は生じる恐れのあるときは、次ぎにより避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

防災会長は、避難の必要があると認めたときは避難誘導班に対し、命令の伝達、避難誘導の指示を行うものとする。

(2) 避難路及び避難地

ア 避難路、特に指定しない。避難地に近い通路を各自が選ぶこととする。

イ 避難地、県ヶ丘第二グラウンド、北小松公民館、針塚古墳、山辺小学校グラウンド

《給食、給水》

第10条 災害発生による被災者の救護のため、必要最小限の給食、給水資材を準備しておくものとする。

《防災資器材の備蓄、管理》

第11条 防災資器材の備蓄、管理は次により行う。

(1) 防災資器材保管場所は、北小松町会公民館とする。

(2) 防災資器材の点検整備は、3ヶ月に1回実施する。

(災害対策本部の設置)

第12条 北小松町会災害対策本部は、北小松町会公民館に置くものとする。

付則

この計画は、平成5年2月1日から施行する。